

奈良県営水道企業管理規程第三号

水道局  
出先機関 各課

県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。